2022年11月7日

九州電力送配電株式会社

FIT・FIP認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下「着工申込書」といいます。）を受付しております。

着工申込書は、発電事業者さまによるご提出後、当社がその内容に不備がないことを確認した上で受領いたします。

失効期限日までに当社にて着工申込書を受領するための提出期限日について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１　着工申込書の提出期限日

**認定失効日の１ヶ月前の日**

２　着工申込書の提出対象

FIT・FIP認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

・既にFIT・FIP制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま

・10kW未満の太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないままFIT・FIP制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022 年４月１日）から１年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁のHP及びお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の要否および認定失効日をご判断いただきますようお願いいたします。

○資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」認定失効制度

URL:<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more>

○資源エネルギー庁「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）」

URL:<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022_shikkou_kigen3.pdf>

３　着工申込書の様式

　下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なるため、ご注意ください。（異なる様式でご提出いただいた場合、受領いたしかねます。）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定発電設備 | 様式 |
| 未稼働太陽光措置※の対象 | 着工申込書【未稼働案件用】（別紙１） |
| 未稼働太陽光措置※の対象以外 | 着工申込書【認定失効制度用】（別紙２） |

※資源エネルギー庁HP「[なっとく！再生可能エネルギー](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html)」参照

４　着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所が所在する**「管轄配電事業所 託送受付係宛」に郵送（書留・レターパック）でご提出ください**。当社以外の買取事業者（九州電力株式会社を含みます。）に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただく必要があります。発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出方法については、買取事業者にお問い合わせください。

なお、不備がないことを確認した上で、後日、当社より受領日をお知らせするために受領印押印後の書類の写しを返却いたしますので、**必ず返信用封筒（切手添付済、送付先住所および宛先記載済みのもの）を同封ください**。

５　留意事項

（１）本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。

また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。

（２）ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、着工申込書【未稼働案件用】を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。

（３）着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。

（４）本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以　上

（注）認定失効日や認定失効制度については、資源エネルギー庁へお問合せください。